

令和 7 年度 実施
大学機関別認証評価
評 価 報 告 書

和歌山大学

令和 8 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	5
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	11
領域5 学生の受入に関する基準	13
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	15
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
自己評価書	

1. 令和7年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和7年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

（1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

（2）機構における評価

- ① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。
- ② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。
- ③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。
- ④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置付ける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等により実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和6年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について研修会を実施しました。

また、令和6年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和6年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の11大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（11大学）

室蘭工業大学、弘前大学、山形大学、長岡技術科学大学、岐阜大学、
豊橋技術科学大学、和歌山大学、徳島大学、鳴門教育大学、
総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学

- (3) 機構は、令和7年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価の目的、内容及び方法等について研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和7年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和7年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和8年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和8年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果(案)に対する意見の申立ての機会を設け、令和8年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

令和7年度に認証評価を実施した11大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合していると評価されました。

7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和7年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト(<https://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員(令和8年3月現在)

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
川 嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
加 藤 映 子	大阪女学院大学学長
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
○ 清 水 一 彦	松本大学・松本大学松商短期大学部学長
高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
高 橋 哲 也	大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
鳥 居 朋 子	早稲田大学・大学総合研究センター副所長
中 根 正 義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根 本 武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
◎ 日比谷 潤 子	国際基督教大学名誉教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学研究科特任教授/高知県立大学・名誉教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
松 本 美 奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
三 浦 浩 喜	福島大学学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山 口 宏 樹	大学入試センター理事長
吉 田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人理事長
近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
川 嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
◎ 戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

石 田 朋 靖	高崎健康福祉大学学長
今 西 誠 之	三重大学教授
小 林 直 人	愛媛大学副学長
鮫 島 浩	宮崎大学学長
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
清 水 美 憲	筑波大学教授
関 根 久 雄	筑波大学教授
高 倉 喜 信	京都大学白眉センター長
◎ 高 田 邦 昭	群馬県公立大学法人・理事長
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
田 野 俊 一	電気通信大学学長
土 川 覚	名古屋大学教授
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
内 藤 重 之	琉球大学教授
中 村 泰 之	名古屋大学教授
中 山 徳 良	名古屋市立大学教授
西 村 伸 一	岡山大学教授
西 村 友 幸	小樽商科大学教授
端 詰 勝 敬	東邦大学教授
原 田 信 志	熊本大学名誉教授
原 田 美知子	桜美林大学教授
藤 田 佐 和	高知県立大学看護学研究科特任教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
松 下 伸 広	東京科学大学副理事
三 矢 麻理子	公認会計士
湯 川 嘉津美	上智大学名誉教授
横 内 正 雄	法政大学名誉教授

(第2部会)

浅 賀 岳 彦	新潟大学副学長
伊 東 幸 宏	静岡大学名誉教授、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 フォトンバレーセンター長
小 畑 誠	名古屋工業大学長
◎ 近 藤 倫 明	大学教育質保証・評価センター代表理事
佐 藤 之 彦	千葉大学教授
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
三 谷 康 範	九州工業大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
横 田 光 広	宮崎大学名誉教授

(第3部会)

加 藤 映 子	大阪女学院大学長
小 嶋 茂 稔	東京学芸大学副学長
◎ 後 藤 ひとみ	北海道教育大学理事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
白 石 小百合	横浜市立大学教授
竹 内 啓 博	公認会計士、税理士
津 野 倫 明	高知大学副学長
寺 澤 良 雄	公認会計士
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
長 縄 明 大	秋田大学副学長
中 挾 知延子	東洋大学教授
中 村 泰 之	名古屋大学教授
花 屋 実	群馬大学理事、副学長
三 浦 浩 喜	福島大学長
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
三 矢 麻理子	公認会計士
柳 林 信 彦	高知大学副学長

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂	山形大学教授
◎ 川 嶋 太津夫	神戸大学・大阪大学名誉教授
小 湊 卓 夫	九州大学准教授
渋 井 進	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
寫 田 敏 行	大学改革支援・学位授与機構教授・幹事
末 次 剛健志	長崎大学学生支援部留学支援課長
○ 高 橋 哲 也	公立大学法人大阪理事、大阪公立大学副学長
戸田山 和 久	大学改革支援・学位授与機構特任教授・研究開発部長
富 田 美 加	茨城県立医療大学教授
新 田 早 苗	元 琉球大学後援財団常務理事
林 隆 之	政策研究大学院大学教授
前 田 早 苗	千葉大学名誉教授
光 田 好 孝	大学改革支援・学位授与機構特任教授
山 本 幸 一	明治大学教学企画部教学企画事務長

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 評価結果について

「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2－3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1－1から基準6－8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2－1又は基準2－2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述しています。

「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1－1から基準6－8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

I 認証評価結果

和歌山大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準のうち、基準 5－3 を除くすべての基準を満たしている。

基準 5－3 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目基準 2－1 及び基準 2－2 を満たしており、かつ訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況にある。

- システム工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。
(基準 5－3)

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6－1 から 6－8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、経済学部、観光学部、教育学研究科、システム工学研究科について、大学機関別認証評価（令和元年度）の結果をもって、各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

Ⅱ 基準ごとの評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1－1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準 1－1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の 4 学部・1 学環及び 4 研究科を置いている。

[学士課程]

- ・教育学部（1 課程：学校教育教員養成課程）
- ・経済学部（1 学科：経済学科）
- ・システム工学部（1 学科：システム工学科）
- ・観光学部（1 学科：観光学科）
- ・社会インフォマティクス学環

[大学院課程]

- ・教育学研究科（専門職学位課程 1 専攻：教職開発専攻）
- ・経済学研究科（修士課程 1 専攻：経済学専攻）
- ・システム工学研究科（博士前期課程 1 専攻：システム工学専攻、博士後期課程 1 専攻：システム工学専攻）
- ・観光学研究科（博士前期課程 1 専攻：観光学専攻、博士後期課程 1 専攻：観光学専攻、専門職学位課程 1 専攻：観光地域マネジメント専攻）

令和 3 年度に、多様な主体とともに人類の未来を創る意思決定者・リーダー（協創人材）を養成するために、経済学研究科を従来の 3 専攻（経済学専攻、経営学専攻、市場環境学専攻）を 1 専攻（経済学専攻）に改組している。

令和 5 年度に、データを利活用して社会の課題解決や地域活性化を担う人材を養成するために、社会インフォマティクス学環を設置している。

令和 5 年度に、新たな時代の観光地域づくりを担う人材を養成するために、観光学研究科観光地域マネジメント専攻を設置している。

基準 1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準 1－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式 1 のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必

要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式 1－2－2 のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

基準 1－3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準 1－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員は、人文社会科学系、工学自然科学系に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。教育研究に係る責任者として、学部長等及び研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部学環に教授会、各研究科に研究科会議を置いている。

教育学部の教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院教育学研究科教職開発専攻専任の教授、准教授、講師及び助教から構成されている。

経済学部の教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教並びに人事教授会が兼務教員として認めた者から構成されている。

システム工学部の教授会は、専任の教授から構成され、審議内容に応じて、准教授及び講師等を加えて審議することとしている。

観光学部の教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教から構成されている。

社会インフォマティクス学環の教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教から構成されている。

これらの教授会は学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

教育学研究科の研究科会議は、研究科長、専任の教員、教育研究評議員、副学部長、教務委員長、入試委員長、学生委員長から構成されている。

経済学研究科の研究科会議は、研究科長、専任の教授、准教授及び人事教授会が兼務教員として認めた者から構成されている。

システム工学研究科の研究科会議は、研究科長、専任の教授から構成され、必要に応じて併任及び兼務の教授又は客員教授、並びに専任の准教授及び講師又は客員准教授を加えることとしている。

観光学研究科の研究科会議は、研究科長、専任の教員から構成され、博士前期課程、専門職学位課程及び博士後期課程それぞれに係る事項を審議するときは、研究科長及び当該課程の専任教員をもって構成するものとしている。

これらの研究科会議は学校教育法第 93 条に規定される事項等を審議している。

なお、教授会・研究科会議によっては代議員会に相当する会議を置き、一部の審議事項を付託し、当該代議員会の議決をもって、教授会・研究科会議の議決としているものもある。

各教授会は、令和 6 年度には、別紙様式 1－3－2 のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、理事、学系長、学部長、学環長、各学部から選出された教授（各 2 名）、学長がセンター等の長の内から指名するもの（1 名）、事務局長から構成され、教育研究に関

する重要事項を全学的見地から審議している。令和6年度には、別紙様式1－3－3のとおり開催されている。

教育機構推進会議は、機構長（理事）、副機構長、学術情報センター長、データ・インテリジェンス教育研究センター長、学務課長、入試課長、学術情報課長、その他推進会議が必要と認めた者から構成され、主体性と学ぶ意欲を育み、総合的な判断力・思考力を培う教育に関する事項、コミュニケーション能力を含む人間関係力を培う方策に関する事項、社会的・職業的自立のための教育に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

このほかにも、大学教務委員会、教養教育委員会、教学入試戦略推進本部会議、教学マネジメント委員会を置き、それぞれの設置規程等で規定される教育研究活動について全学的に審議又は実施している。令和6年度には、別紙様式1－3－3のとおり開催されている。

領域 2 内部質保証に関する基準

基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、理事（教育、入試、企画、総務）、理事（学生、研究、国際交流）、理事（財務、施設、ガバナンス強化）、理事（産学連携（研究））、理事（産学連携（教育））を自己点検・評価、それぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関である企画・評価委員会は企画・評価委員会規程に定め、自己点検・評価については自己点検及び自己評価に関する規則に定めている。

中核的な審議機関である企画・評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある学長、理事、評価担当の副学長、学長補佐又は理事補佐、学系長、学部長、学環長又は学環長を代理する者、その他委員会が必要と認めた者によって構成している。中核的な審議機関である企画・評価委員会による自己点検・評価を実施するために、教学マネジメント委員会を教学マネジメント委員会規程に定め、教学入試戦略推進本部を教学入試戦略推進本部規則に定めている。ただし、自己評価書提出時点には、一部の委員会間の関係性や学生の学習成果の水準の維持・向上等の役割について明確ではなかったが、令和 7 年 12 月までに関係する規則等を改正し明確化を図った。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

教育学部、経済学部、システム工学部、観光学部においては、学部長を責任者としてその質保証を行っている。

社会インフォマティクス学環においては、学環長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学研究科、経済学研究科、システム工学研究科、観光学研究科においては、研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設及び設備全般については、施設担当の理事を責任者として財務・施設委員会が、学習環境については、教育担当の理事を責任者として大学教務委員会及び教学マネジメント委員会が、情報設備及び附属図書館については、学術情報センター長を責任者として学術情報センターが、分担して質保証を行っている。その役割分担は、組織機構図・内部質保証体制、教育機構学術情報センター規則等によって定めている。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生支援担当の理事を責任者として学生支援委員会が、学生の就職支援については、キャリア教育・支援部門長を責任者としてキャリア教育・支援部門が、留学生の支援については、日本学教育研究センター長を責任者として日本学教育研究センターが、質保証を行っている。その他の学生支援については、キャンパスライフ・健康支援センター長等を

責任者としてキャンパスライフ・健康支援センター等が分担して質保証を行っている。その役割分担は、組織機構図・内部質保証体制、学生支援委員会規程等によって定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方については、教育担当の理事を責任者として教学マネジメント委員会及び教学入試戦略推進本部が、入学者選抜方法等の策定、実施、検証については、入学試験担当の理事を責任者として入学試験委員会が、質保証を行っている。その役割分担は、組織機構図・内部質保証体制等によって定めている。

基準 2－2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2－2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、教学アセスメント・ポリシー等に定めているとしていたが、自己評価書提出時点では明確ではなかった。令和 7 年 12 月までに、和歌山大学教学入試戦略推進本部の役割について（申合せ）において、教学入試戦略推進本部が教学アセスメント・ポリシー及び教学アセスメントプランを推進することを定め、特に学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順については、教学に関する内部質保証体制の確認手順を策定した。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6－3 から基準 6－8 に照らした判断を行うことを教学アセスメント・ポリシー等に定めていたものの、自己評価書提出時点では各判断を行う委員会については明確ではなかったが、令和 7 年 12 月までに関係する規則等を改正し明確化を図った。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても同様に、自己点検及び自己評価における施設及び設備、学生支援、学生受入に関する評価基準に定め、おおむね 5 年から 7 年に 1 回、自己点検・評価を実施している。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、教学アセスメント・ポリシー等を定め、定期的の実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、自己点検及び自己評価に関する規則等に定めている。

基準 2－3 【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施に基づく改善の効果が十分に上がっている

とは判断できないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式2-3-1のとおり実施し、その多くの課題について、対応済あるいは対応中の状況にある。

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準2-4を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、教学マネジメント委員会、企画・評価委員会、教育研究評議会での審議ののち、役員会において審議、決定している。

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準2-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等にあたって、教員選考基準、各学部研究科で定める教員選考規則、教員組織運営委員会規程等を定めて別紙様式2-5-1のとおり教員を採用・昇格させている。

教員活動状況評価に関する規程等を策定し、別紙様式2-5-2のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員活動状況評価結果の処遇への反映についてにより、昇給、勤勉手当、インセンティブ経費に反映する等、別紙様式2-5-3のとおり評価結果を教員の処遇等に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、別紙様式2-5-4のとおり、FD授業参観、「多様な学生の支援を考える」FD/SD研修会、D&I研修【大学におけるインクルージョンの意義】等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式2-5-5のとおり教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員、ティーチング・アシスタントを配置し、活用している。

教育支援者、指導補助者（教育補助者）の質の維持・向上のため、別紙様式2-5-6のとおり、メンタルヘルス（セルフケア）研修、「多様な学生の支援を考える」FD/SD研修会、全学FD・SD研修『教学マネジメント指針』等を通した学修者本位の教育への転換～授業の到達目標・成績評価・学生からのアンケートなどを踏まえた授業改善の取り組みに向けて～」等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。

領域 3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準 3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準 3-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

また、別紙様式 3-1-2 のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

基準 3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準 3-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、将来計画及び立案に関する事項事項、中期目標についての意見及び中期計画に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事、事務局長、役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの（6人以上）により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式 3-2-2 のとおり、体制を整備している。

内部統制、コンプライアンス、情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、利益相反、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。内部統制は内部統制委員会、コンプライアンスはコンプライアンス委員会、情報公開・個人情報保護は広報・情報公開委員会、公益通報者保護は総務課、ハラスメント防止はハラスメント等防止・対策委員会、安全保障輸出管理は産学連携イノベーションセンター、利益相反は利益相反マネジメント委員会、生命倫理は研究倫理審査会、動物実験は遺伝子組換え実験安全管理委員会が責任部署となっている。

危機管理として、危機管理、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用・研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。危機管理は危機管理委員会、防火・防災は防火・防災管理委員会、情報セキュリティは情報セキュリティ委員会、研究費等不正使用・研究活動に係る不正行為防止は研究費不正使用防止推進部会・研究活動不正防止推進部会、学生危機対応は危機管理委員会が責任部署となっている。

基準 3－3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準 3－3 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

事務組織規程に基づき、事務組織を設置している。

別紙様式 3－3－1 のとおり、常勤 144 人、非常勤 102 人を配置している。

基準 3－4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

【評価結果】 基準 3－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

別紙様式 3－4－1 のとおり、教員及び事務職員等が教学入試戦略推進本部会議、研究推進戦略本部会議、広報・情報公開委員会、大学教務委員会、入学試験委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3－4－2 のとおり、ハラスメント防止研修（199 人参加）、研究倫理教育（307 人参加）、情報セキュリティ対策についての自己点検及び e-Learning（167 人参加）等を実施している。

基準 3－5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

【評価結果】 基準 3－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（常勤 1 人、非常勤 1 人）を置いている。監事は、監事監査規程に基づき、監査計画を作成の上、業務運営状況・業務執行状況・会計処理状況監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、監査計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、役員連絡会と会計監査人と監事の意見交換を開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

基準 3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

【評価結果】 基準 3－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3－6－1 のとおり公表している。

領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

和歌山市栄谷に 1 キャンパスを有し、その校地面積は計 185,405 m²、校舎等の施設面積は計 78,254 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。栄谷キャンパスの耐震化率は 100%である。バリアフリー化については、スロープ、エレベーター、点字ブロック、多目的トイレの設置等、配慮している。安全防犯面については、外灯、防犯カメラ、非常呼出ボタン等、配慮している。

I C T 環境については、学内ネットワークを整備し、活用している。

附属図書館については、栄谷キャンパス内に設置しており、延面積 9,022 m²、閲覧座席数は 794 席である。原則として 9 時から 20 時 30 分まで開館している。令和 7 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 703,911 冊、学術雑誌 8,912 種、電子ジャーナル 1,711 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、キャンパススクエア、コミュニケーションルーム及びセミナールーム等が整備され、利用されている。

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、総合相談窓口、キャンパスライフ・健康支援センター等を設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメント等の防止等に関する規程等に基づき、事務局、各学部、図書館、キャンパスライフ・健康支援センターが相談窓口となり、ハラスメント等防止・対策委員会、相談員等と連携し苦情相談の受付及び相談者への助言等する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

89 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式 4-2-2 のとおり、体育館・トレーニングルーム、陸上競技場・プール、部室等を整備し、運営資金支援・備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、日本学教育研究センター、国際交流課を設置し、国際交流等に伴う危

機管理マニュアルの作成、留学生バディを配置するなど、別紙様式４－２－３のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき要領等を定め、別紙様式４－２－４のとおり、支援を行っている。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式４－２－５のとおり、大学独自の奨学金、入学料・授業料の免除等を行っている。

領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科等において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。実施体制については、入学試験委員会、入学資格審査会を置いている。

各学部等・研究科、教学入試戦略推進本部等で学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかの検証をしている。

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしていない。

【改善を要する点】

システム工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

【評価結果の根拠・理由】

令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

[学士課程]

- ・教育学部：1.04倍
- ・経済学部：1.05倍
- ・システム工学部：1.04倍
- ・観光学部：1.05倍
- ・社会インフォマティクス学環（令和5年度設置）：1.17倍

[修士課程]

- ・経済学研究科：0.98倍

[博士前期課程]

- ・システム工学研究科：1.16 倍
- ・観光学研究科：1.15 倍

[博士後期課程]

- ・システム工学研究科：0.58 倍
- ・観光学研究科：1.17 倍

[専門職学位課程]

- ・教育学研究科：0.72 倍
- ・観光学研究科（令和5年度設置）：0.97 倍

システム工学研究科博士後期課程において、実入学者数が入学定員を大幅に下回っている。

社会インフォマティクス学環、観光学研究科（観光地域マネジメント専攻）は令和5年度に設置されている。

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた大学機関別認証評価（令和元年度）の結果（以下「認証評価結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた認証評価結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた認証評価結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

専門職学位課程を除く大学院課程の研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を定めるなど明確な指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。

専門職学位課程として教育学研究科、観光学研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会（として教職大学院運営協議会、専門職学位課程連携協議会）を運用している。

基準 6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6－4 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた認証評価結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1 年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科等において、各科目の授業期間が原則として 8 週又は 15 週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科等の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。

すべての学部・研究科等において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、教育学部、システム工学部、社会インフォマティクス学環、経済学研究科、観光学研究科における状況は、別紙様式 6－4－4 のとおりである。

教育学研究科教職開発専攻、観光学研究科観光地域マネジメント専攻を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

大学院設置基準第 14 条で定める教育方法の特例の取組として、夜間に授業を実施しており、学生支援に関して必要な配慮を行っている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

また、夜間において授業を実施している課程は、必要な配慮を行っている。

基準 6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6－5 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた認証評価結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、教育学部・システム工学部・社会インフォマティクス学環・経済学研究科・観光学研究科における状況は、別紙様式 6－5－1、6－5－2、6－5－3、6－5－4 のとおりである。

基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた認証評価結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科等において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科等において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。

基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた認証評価結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科等において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院課程の各研究科においては、学位論文評価基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた認証評価結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の状況は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、これらと資格取得等の状況から、新設の社会インフォマティクス学環を除く、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。

卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生、就職先等からの意見聴取の結果によれば、新設の社会インフォマティクス学環を除き、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られている。